

平成30年第1回（2月）臨時会

西伊豆町議会同議録

平成30年2月2日 開会

平成30年2月2日 閉会

西伊豆町議会

平成30年第1回（2月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（2月2日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○閉会宣告	20
○署名議員	21

西伊豆町告示第2号

平成30年第1回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年1月26日

西伊豆町長 星野浄晋

1 期 日 平成30年2月2日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 平成29年度 水産物供給基盤機能保全事業 安良里漁港 中島中央-5.0m岸壁改修
工事変更請負契約の締結について
- (2) 平成29年度 防災・安全交付金事業(町) 浦上八木線改修工事変更請負契約の締結
について
- (3) 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	堤	豊	君	2 番	山	本	洋	志	君		
3 番	山	本	智	之	君	4 番	芹	澤	孝	君	
5 番	高	橋	敬	治	君	6 番	加	藤	勇	君	
7 番	西	島	繁	樹	君	8 番	西	島	繁	樹	君
9 番	堤	和	夫	君	10 番	山	本	榮	君		
11 番	増	山	勇	君							

不応招議員（なし）

平成30年第1回（2月）臨時町議会

（第1日 2月 2日）

平成30年第1回（2月）西伊豆町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成30年2月2日（金）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 平成29年度 水産物供給基盤機能保全事業 安良里漁港 中島中央-5.0m岸壁改修工事変更請負契約の締結について

日程第 4 議案第2号 平成29年度 防災・安全交付金事業（町）浦上八木線改修工事変更請負契約の締結について

日程第 5 議案第3号 西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	堤	豊	君	2番	山	本	洋	志	君		
3番	山	本	智	之	君	4番	芹	澤	孝	君	
5番	高	橋	敬	治	君	6番	加	藤	勇	君	
7番	山	田	厚	司	君	8番	西	島	繁	樹	君
9番	堤	和	夫	君	10番	山	本	榮	君		
11番	増	山	勇	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
教育長	清野 裕 章 君	総務課長	佐久間 明 成 君
まちづくり課長	大谷 きよみ 君	窓口税務課長	真野 隆 弘 君
健康福祉課長	白石 洋 巳 君	産業建設課長	村松 圭 吾 君
防災課長	山本 法 正 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	松本 正 人 君
教育委員会 教育事務局長	高木 光 一 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井 貞 代	書記	山本 直 輝
--------	--------	----	--------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名です。

定数定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者は者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋敬治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、9番会議規則第126条の規定により、

9番 堤 和 夫 君

10番 山 本 榮 君 を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋敬治君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第1号 「平成29年度 水産物供給基盤機能保全事業 安良里漁港 中島中央-5.0m岸壁改修工事変更請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第1号 「平成29年度 水産物供給基盤機能保全事業 安良里漁港 中島中央-5.0m岸壁改修工事変更請負契約の締結について」

平成29年7月10日締結した、「平成29年度 水産物供給基盤機能保全事業 安良里漁港 中島中央-5.0m岸壁改修工事について」下記のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5項5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成29年度 水産物供給基盤機能保全事業 安良里漁港 中島中央-5.0m岸壁改修工事 |
| 2 契約の相手方 | 静岡県静岡市清水区村松41番地
株式会社 古川組 静岡支店
執行役員支店長 古川 勝 |
| 3 契約金額 | 原契約額 金 3,888万円
変更契約額 金 1,673万8,920円増
合計 金 5,561万8,920円 |

平成30年2月2日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細は、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） それでは、議案第1号についてご説明します。1ページおめ

くりください。議案第1号の説明書です。

「平成29年度 水産物供給基盤機能保全事業 安良里漁港 中島中央-5.0m岸壁改修工事
変更請負契約の締結について」です。

1、全体の工事の概要、

- ・上部工嵩上げ V=103 立方メートル
- ・エプロン舗装 A=310、310.4 平方メートル
- ・防眩材新設 n=30 基
- ・車止め L=73.5 メートル

2、今回の主な変更内容。

- ・防眩材の交換数量。(当初 8基のところ変更して30基になります。)

3、工事費内訳書

えー当初、変更後、比較の順で読み上げます。

設計金額 4,131万1,080円、5,909万7,600円、1,778万6,520円。

撤去工 431万7,244円、453万6,364円、21万9,120円

土工 69万410円、79万5,843円、10万5,433円

上部工 480万3,980円、542万5,696円、62万1,716円

取付護岸工 14万5,481円、16万1,298円、1万5,817円

舗装工 381万8,813円、375万7,443円、マイナス6万1,370円

舗装止工 79万6,220円、92万5,626円、12万9,406円。

附帯設備工 938万2,063円、1,868万4,567円、930万2,504円

排水工 35万9,213円、56万7,377円、20万8,164円

スロープ・階段設置、7万7,971円、27万9,087円、20万1,116円

雑工 0円、11万2,673円、11万2,673円。

直接工事費計 2,439万1,395円、3,524万5,974円、1,085万4,579円

諸経費 1,385万9,605円、1,947万4,026円、561万4,421円

工事価格 3,825万1,000円、5,472万円、1,646万9,000円

消費税相当額 306万80円、437万7,600円、131万7,520円

合計 4,131万1,080円、5,909万7,600円、1,778万6,520円

請負比率、94.115パーセント、落札額3,600万円、5,149万9,000円、1,549万9,000円

消費税相当額 288万円、411万9,920円、123万9,920円

契約額 3,888 万円、5,561 万 8,920 円、1,673 万 8,920 円

1 枚をおめくりください。説明資料としまして、建設工事変更請負契約書案を添付してご
ざいます。

もう 1 枚おめくりください。説明資料としまして、図面 1 「工事範囲の平面図」。

もう 1 枚めくっていただき、図面 2 の方で、標準断面図をそれぞれ添付させていただいて
おります。当工事は、当該岸壁の沈下によりまして、満潮時には岸壁の天端まで浸水し、こ
れにより漁業活動および住民の生活に支障をきたしているため、嵩上げ工事を実施し、これ
を解消するものでございます。当初は 3,880 万円の契約でしたが、変更事項が生じ、変更契
約が 5,000 万円を超え工事変更請負契約議案の提出させていただくようになりました。

主な変更理由は、当初防舷材 30 基のうち、目視により腐食、老朽化が著しい 8 基を交換、
残り 22 基は再利用する予定でございましたが、この防舷材を取り外してみますと、ゴムの内部
の受枠が腐食しておりまして、再度ボルトによる固定は不可能、再利用不可能というとい
う事が判明しました。このため、30 基全てを交換する事になりまして、防舷材 1 基あたり諸経
費込みで約 70 万円の費用になるため、この 22 基を増加したことにより大幅な増額となっ
たのが、主な変更理由になっております。

以上簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番、山本智之君。

○3 番（山本智之君） 今回の事業は、補助対象事業になっておりますが、今回、附帯設備工
事が 930 万円弱増えているけれども、これは補助事業の対象になるのか、当初設計は、たぶ
ん県の方だと思いますが、当初設計で、今、理由がわかりましたが、この事態になったこ
とによって、930 万円と言う数字が出ているのだと思うのです。附帯工事、どれくらいの県補
助が入るのか、町の持出しなのかという事が 1 点と、当初 3 月予算の段階では多分 6,100 万ぐ
らいの工事だという話だと思うのですけれども、その時点で 6,100 万円予算が計上されてい
たのに、入札自体が 3,600 万という設計で、そのような契約になっているわけですが、
このへんところの経過をご説明願います。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） まず 1 点目の補助の関係ですけれども、こちらの方は、基本

的には、「水産物供給基盤整備機能保全事業補助金」という事で国県の補助事業にあたります。原則として、国費 50 パーセント、県費 25 パーセント、町の持出し 25 パーセントになっております。当初、2 番目の質問とあの関連してきますけれども、当初、町の方も県のヒアリングで全基交換を相談しております。その時点では、防舷材が 1 基あたり高いということと、使用できる防舷材は、出来るだけ再利用するという基本的な考えから、確実に再利用は出来ないという判断あった場合なら、交換は可能であるということなのですが、当初の設計から、全基交換というのは出来ない、というのが県とのヒアリングの中で、県との相談で、そういう事になりました。そのため、当初 8 基での工事申請をしたわけではあります。その時点では、さきほどいいましたように 50. 25. 25 の国費の方は確保されております。その後、やはり防舷材が使えない、作業が出来ないと判明しました、県に相談に行ったところ、県では想定内の話だったのですが、国費の方は、上乗せ分の 50 パーセントは補助出来るけれども、県は、県の補助予算が決まっているので、県は、25 パーセント以上の補助はできないよ、という話がありました。それで、町で協議をしました。今のままでは、2 箇年で、工事を完了させるスケジュールになってしまう。その事で、やはり漁業利用、岸壁を 2 箇年使えなくなるというのは、利用者に、とてもすごく不便をきたすということで、増額の 25 パーセントを町が負担するという事で、単年度完成を目的にして、工事の方を進めております。そのため、最終的には、5,540 万円の事業費のうち、50 パーセント 2,770 万円が国費、県費は、当初のままです。995 万 1,000 円、18 パーセントとなります。町の方は、1,749 万 9,000 円を負担するという事で、残り 32 パーセント負担というかたちになりました。予算の方ですが、一昨年秋ごろ計画に基づいた事業費での予算づけになっております。それから実際には、県のヒアリング等をうけて事業費の方は完全に決まりますので、その時点では 6,100 万円というのは、あくまでも計画予算、概算要求の予算計上になっておりました。以上です。

○議長（高橋敬治君） ほかにありませんか。3 番、山本智之君。

○3 番（山本智之君） 説明はよくわかりました。概算の見積りをとるのが、6,100 万円で、実際が 3,600 万円というのも、かなり解離があるのだらうと、当初、詰めの段階で、当初予算の段階で、今後、これは町のコンサルが設計したのしょうけれども、県との打合せをしっかりといただいて、先ほども申しましたけれど、6,100 万円の中でこれだけの追加が生じて、予算の中におさまっているのですが、当初入札時、この物件というのがこれだけ解離があるのは、いかがかなと思います。そのへんはいかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今議員が話された3,600万円というのは、落札額の金額になるわけですが、変更後の設計金額を見ていただきますと、5,900万円ということで、約6,000万円これが、防舷材全てを交換したものを含めた金額でございます。当初計画をした時点では、防舷材全て交換するというので、話は進んでおりましたけれども、県と折衝する中で、8基におさめろということですので、最終的には発注を出した時には、設計金額が4,100万円に落ちたということで、この時点で2,000万円の金額の差がありますので、予算を組んだ時点は、国、県のヒアリングの中でこの金額が妥当であるということで、6,000万円くらいを計上したという、ご理解をいただければと思います。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 今、山本議員もおっしゃいましたけれど、当初8基で、変更後30基ということで、非常に、当初変える時、何していたのだというような設計ですけれども、当初の8基から変更30基というようなことで、説明資料の図面1の方ですけれども、防舷材、主な変更箇所、赤い点になっているのですけれども、赤い点を数えていきますと、20基ですか、主な変更、それで、一番左側になにか細長いところがありますけれども、それを数えても、22基にならないのです、そのへんのところを説明してください。

○議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時51分

○議長（高橋敬治君） 休憩をといて再開します。産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） ただいまのご質問の2基足りないという事ですが、角のコーナーの分、横長に2本出ておりますが、これが、防舷材縦なのですが、上下2基ついておりますので、表面上は1本にしか見えないのかもしれませんが、この下に1本つくということで、そこが2本追加されることで、22基という勘定になっています。

○議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 工事の内容がすこしよくわからないので、質問していることが飛んでしまっているかもしれませんが、そうすると防舷材があるわけですね、このように、その下、このやっている下に、またもう1個あるという、そういう理解ですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 本来縦にこう置いてあるんですけれども、コーナーの所は横へ長く2本、上下についている感じですね、普通は1本、1本縦についているここは、横に

2本ついているというイメージでいただければと思います。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑をおわります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第1号 「平成29年度 水産物供給基盤機能保全事業 安良里漁港 中島中央-5.0m 岸壁改修工事変更請負契約の締結について」を原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第4、議案第2号 「平成29年度 防災・安全交付金事業（町）

浦上八木線改修工事変更請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第2号 「平成29年度 防災・安全交付金事業（町）浦上八木線改修工事変更請負契約の締結について」

平成29年8月18日第4回西伊豆町議会定例会において議決された「平成29年度 防災・安全交付金事業（町）浦上八木線改修工事について」下記のとおり変更請負契約を締結した

いので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成29年防災・安全交付金事業（町）浦上八木線改修工事 |
| 2 契約の相手方 | 賀茂郡松崎町那賀22番地の1
花菱建設株式会社伊豆支店
支店長 山地 清志 |
| 3 契約金額 | 原契約額 金 7,236万円
変更契約額 金 54万8,640円増
合 計 金 7,290万8,640円 |

平成30年2月2日提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細は、担当課長が説明を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） それでは、議案第2号についてご説明します。

議案を1枚おめくりください、議案第2号説明調書です。「平成29年度防災・安全交付金事業（町）浦上八木線改修工事変更請負契約の締結について」

1、全体の工事概要。

1工区 施工延長 L=313.2メートル

アスファルト舗装工 A=1,792平方メートル

プレキャスト擁壁工 L=95.0メートル

2工区 施工延長 L=620.8メートル

アスファルト舗装工 A=3,477平方メートル、

2、今回の主な変更内容。

2工区 発生土量の変更。

当初 V=490立方メートルを変更でV=590立方メートル（100立方メートル増）

3、工事費内訳書です。

当初、変更後、比較の順で読み上げます。

設計金額 7,558万3,800円 7,615万7,280円 57万3,480円

1 工区	1,957 万 6,509 円	1,953 万 9,553 円	マイナス 3 万 6,956 円
2 工区	2,222 万 8,945 円	2,250 万 4,799 円	27 万 5,854 円
直接工事費計	4,180 万 5,454 円	4,204 万 4,352 円	23 万 8,898 円
諸経費計	2,817 万 9,546 円	2,847 万 1,648 円	290、29 万 2,102 円
工事価格	6,998 万 5,000 円	7,051 万 6,000 円	53 万 1,000 円
消費税相当額	559 万 8,800 円	564 万 1,280 円	4 万 2,480 円
合計	7,558 万 3,800 円	7,615 万 7,280 円	57 万 3,480 円

うき請負比率は、95.734 パーセント。

落札額	6,700 万円	6,750 万 8,000 円	50 万 8,000 円
消費税相当額	536 万円	540 万 640 円	4 万 640 円
契約額	7,236 万円	7,290 万 8,640 円	54 万 8,640 円です。

1 枚おめくりください。建設工事変更請負契約書案を添付してございます。

もう 1 枚おめくりください。説明資料としまして、図面の方をこちらに添付させていただいております。図面の方ですが、図面の右側、浦上から天坂バス停の手前まで、こちらを 1 工区、ここから坂本国道の接合までを 2 工区として、それぞれおもな工事を当初の数量を黒字、変更後を赤字で記載しております。主な変更点では、1 工区では、アスカーブの設置の施工延長が伸びております。延長が伸びた原因は、町道赤地山浦上線、本道から浦上地区に下る路線ですが、そこから天坂バス停に向かって、道下海側の方には、もともとコンクリートの壁がありましたが、今回の工事で、ここにガードレールを設置したため、壁がなくなり、近隣の住民の方から、既設のコンクリート壁が雨水を道下に落ちないように防いでいるものだった。このへんをもう一度復旧出来ないかという要望もあり、壁の代わりにアスカーブを新たに、この部分に設置したものでございます。一方では、交通誘導員の数が実績により減少しておりますので、トータル的には 1 工区の方は減額という結果になりました。

2 工区は、既設の舗装を取り壊すにあたり、舗装の厚さを平均 13 センチで設計しておりました。ところが、実際には、舗装厚が 10 センチに満たない個所もありました。実績から平均を 10 センチに舗装厚を変更したことにより、舗装の取壊し部分は減りましたが、その分、基礎路盤の掘削の土量および運搬処理費が増えております。またアスファルト舗装なのですが、当初、浜川の橋の上の舗装も同じ設計でいましたけれども、橋の部分は防水シートが必要であり、また基礎構造も違うため、新たに表面アスファルト舗装工として形状

変えをしております。このため、図面上で、2工区のほうですが、当初の表面アスファルト舗装44平方メートルというのは実際にはアスファルト舗装3,513平方メートルに含まれております。そのため、変更後はアスファルト舗装3,477平方メートルと表面アスファルト舗装44平方メートルに、形状変えをしております。実際には、当初から変更により、舗装の方は36平方メートル増えているのが、現状であります。増えた原因としましては、他の町道との取り合い部分を現場調整した結果です。増えた掘削土量や運搬費の増および舗装の増などと先ほどの舗装厚の変更によって、舗装処理費は減っておりますので、舗装処理費や交通誘導員の実績による減によりまして、結果的にその差引きで、2工区の方は、直接工事費で27万5,854円の増額という結果になりました。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。1番、堤豊君。

○1番（堤豊君） 一般論で質問させていただきます。本原契約は、7,236万円で、当初スタートした中で、今回変更契約が54万8,640円増ということですが、当初の7,236万円0.7パーセント増ということですが、民間企業でこういう大きな契約を結んだあと、0.7パーセント増、こういうことをいっていいのかわかりませんが、おまけするとか、変えないで本来は、工事を請け負うのだと思うけれど、理由は、今課長がしっかり説明したから、こういう理由だとわかりますが、そういう交渉の余地とかそういうものはないのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでも法律に基づいて行っているものでございます。変更後これがマイナスになるという契約もございます。今回に限ってはいろいろな試算や今課長が説明したとおり、多少掘削が増えるとかいうようなことで、増えた部分だけ増額をしたということでございますので、プラスもあればマイナスもあるということで、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） この説明図の標準横断面図ですか、説明の数字のところは字が小さすぎるといふ事、1つ注文していきたいと思ふます。次回は、年よりも見やすく大きい文字に、これ見にくいですが。一番下のところに、設計CBRと書いてあるのだけれどこれ

はどのような意味ですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） はい、これは舗装厚を決定する時の資料としまして、地盤、地質調査をするものでございます。土を掘って厚さとか、地質とか地盤の固さ等を調査するのをCBR調査ということになっております。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） それで、CC断面図とBB断面図では、パーセントが20パーセント、12パーセントとこれ数字が違うのだけど、アスファルト工の厚さ、これは変える必要がないのですか、これだけパーセントが違うのに。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 舗装厚に関しましては、道路の設計の指針の中でもCBRの数字の中では、舗装厚この地盤にきなさいと言う基準があります。数字が違えば当然数字が違ってくるのですけれど、それだけ大きな差がなければ、舗装厚は違ってても、下の地盤工、路盤厚が多分、下層路盤工が、A断面だと20センチですけれど、CC断面の方が、10センチの路盤でいいよという結果になっていると思います。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） 説明資料の平面図を見てください。今回の主な変更内容は、発生土量が、100立方メートルの増ということです。第2工区の所だと思うのですが、先ほど課長の説明だと、舗装厚が13センチから10センチになり、下の掘削土量が増えたということですが、第2工区の、当初案を見ても掘削のところは、当然増えてきますけれども、その上の区画線工は、長さが短くなっていますよね。それから1番上のアスファルト舗装工も長さが短くなっています。ということは、全体ではというと、当然短くなったところは、経費が少なくなって、掘削の多くなった部分と区画線工とアスファルト舗装工の短くなった部分の経費の差はどれくらいになるのですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） アスファルト舗装の区画線で約3万円の減になっております。舗装の方は、逆に、先ほども申しましたけれど、当初は表面アスファルトと書いてあるところの44平方メートルは、実際にはアスファルト舗装工の3,513平方メートルに加わっているものですので、実際には36平方メートル伸びております。で、増えております。それで、7万円くらいの増に、アスファルト舗装の方はなっております。

ます。以上です。

[発言する人あり]

○議長（高橋敬治君） それぞれの金額比較、掘削部位 490 から 590 に 100 増えた。もともとの金額、増えた分の金額。それからアスファルト舗装工は最初の 44 平方メートル含まれているとしても、結果的にこちらで減っているのでは。では、3,513 平方メートルに対して 3,477 平方メートルで、最初の A の 44 平方メートルが 3,513 平方メートルです。反対なのではないですか。それを含めて回答してください。

○議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 20 分

○議長（高橋敬治君） 休憩をといて再開します。産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 先ほどのご質問ですが、その前に、2 工区図面の表示の確認をお願いします。当初の表示の黒字のアスファルト舗装工 3,513 平方メートルの下、表面アスファルト舗装工の 44 平方メートルは含まれておりますので、本来かっこ書きするべきでしたところ、かっこ書きしなかったので説明等させていただいたのですけれども、これが含まれて 3,513 平方メートルが当初、変更後は、形状を変えていますので、アスファルト舗装工と橋の所のアスファルト舗装工と 2 つに分かれています。これを両方たして舗装工 3,521 平方メートルで、当初より 8 平方メートル増えているということになります。その増えた金額が、約 7 万円という金額になっております。区画線工の方は先ほどいいましたように約 3 万円、最後の下の掘削土量が増えた分ですが、これらが運搬も含めて約 24 万円の増額という事になっております。

○議長（高橋敬治君） はい。9 番、堤和夫君。

○9 番（堤和夫君） 私たち議員は、資料を渡される。アスファルト舗装工のところは、44 平方メートルで変わっていない、というようにみますので、必ずその事をわかるようにかっこで、今説明でわかりましたけれども、重要なことですので、これから気をつけて表示していただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第2号 「平成29年防災・安全交付金事業（町）浦上八木線改修工事改修工事請負契約の変更について」を、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第5、議案第3号 「西伊豆町 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第3号 「西伊豆町 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」

「西伊豆町 職員の給与に関する条例」（平成17年西伊豆町条例第44条第44号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月2日提出

西伊豆町長 星野浄晋

詳細は、担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第3号について説明させていただきます。今回の改定は人事院勧告に基づく、平成29年度給与関係の改正であります。

今回の勧告では、民間給与との格差をうめるため、給料表の改正および12月の勤勉手当について0.1箇月分の増が示されました。また、合わせて、平成30年度の6月、12月の支給基準についても改正するものです。

1ページおめくりください。「西伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。第1条では、給料表の改定となります。ここでいう別表1は行政職給料表（一）で、役場職員の事務職や幼稚園、保育園職員等が対象となっております。今回の改正では、1,000円から400円までの増額となります。続きまして、5ページをお願いします。こちらは別表第2となっております。こちらは、行政職員給料表（二）用務員、作業員、給食員等が対象となっております。今回の改正で、1,100円から400円の増額という事で、改正されております。

9ページをお願いいたします。まず、第2条で、勤勉手当の改正でございます。また3条は、平成30年度の勤勉手当等の改正を行うものでございます。28ページ、資料の後から、2ページになります。こちら新旧対照表となります。現行の15条の8第2項第1号で勤勉手当は100分の85を乗じて得た総額となっておりますが、改正案では、6月に支給する分は100分の85で変わりはありませんが、12月に支給する分が100分の95を乗じた総額と改正されます。第15条の8項第2号では、再任用職員に対する改正で、現行100分の40を乗じて得た額を改正案では、6月に支給する分は100分の40で変わりはありませんが、12月に支給する分が、100分の45を乗じて得た額と改正したいものです。

29ページをお願いいたします。こちらの新旧対照表は、に、先ほど28ページで改正した率を平成30年度からの支給率を再度改正する為のものでございます。第15条の8第2項を6月、12月とともに、100分90に改め、第15条の8第2項第2号を6月、12月とも100分の42.5に改めるものでございます。

9ページにお戻りください。こちら附則の方をお願いいたします。1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。2項、第1条の規定による改正後の「西伊豆町職員の給与に関する条例」（以下「改正後の条例」という）の規定は、平成29年4月1日から適用し、第2条の規定による改正後の条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

3項です。改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の

「西伊豆町職員の給与に関する条例」の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例制定による給与の内払とみなす。4月1日に遡りますので、ここで言っている給料は、改正後の給料の内払いですよ。という事を確認してございます。差額分をこの3月補正等で支払いをしたいと考えております。以上簡単ですが、説明といたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） この表をみますとね。1級なら、1級で最初1,000円、最後だんだん下がっていく。昇給額は下がっていくのだけど、これはどうしてでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 今回の人事院勧告では、若年層の職員の給与の改定が主なものとなっております。私どもみたいな職員については影響がでないようにということで、あまり、改定額はございません。そういった意味で、階級ごと、年数ごと勘案して、始めのうちは、1,000円、最終的には400円までの改定というかたちでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） これは実施した場合は、負担額というか、支出額は、勤勉手当と給料においてどれくらい増えるのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） まず、給与についてですが、年間80万円ほどの増額が見込まれます。勤勉手当につきましては、約400万円程度の増額が見込まれております。以上です。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第3号「西伊豆町 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を、
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手、全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上で本日の日程は全部終了し、本臨時会に付議された案件の審議は
すべて終了しました。

これにて、平成30年第1回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

みなさん、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員